

第153期

定時株主総会 招集ご通知

自 2020年4月1日 至 2021年3月31日

日時 | 2021年6月23日 (水)
午前10時 (受付開始 午前9時予定)

場所 | 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール
(飯野ビルディング4階)

目次

株主の皆さまへ	1
招集ご通知	3
(ご参考)議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	7

添付
書類

事業報告	21
連結計算書類等	38
計算書類等	42

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス対策として、可能な限りご来場を見合わせていただき、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご来場される場合は、事前に検温いただき、37.5℃以上の発熱や咳の症状がある場合はご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

**決議
事項**

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

～ グローバルに信頼される **K** ～ 海運業を母体とする 総合物流企業グループとして、 人々の豊かな暮らしに貢献します。

私たちは、どのような場合においても
自らの存在理由を認識して事業活動を行ってまいります。

ビジョン

お客さまを第一に考えた高いレベルの
物流サービスを提供することで、
重要なパートナーとして選ばれ続け、
グローバル社会の重要なインフラ
として信頼されることを目指します。

“K” LINEグループが大事にする価値観

- ◆ 安全で最適なサービス
—— 社会への貢献
- ◆ 公正な事業活動
—— 社会からの信頼
- ◆ 変革への飽くなきチャレンジ
—— 新たな価値の創造
- ◆ 人間性の尊重
—— 個性と多様性を
尊重する企業風土

金額の記載については、億円単位で表示しているものは億円未満を四捨五入してあり、百万円単位で表示しているものは百万円未満を切り捨てて表示しています。また、外貨建ての場合は単位未満を切り捨てて表示しています。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。代表取締役社長の明珍幸一でございます。招集ご通知をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）は、新型コロナウイルス感染症拡大が与える影響が、事業ごとに大きく異なる結果となりました。当社が運営する事業においては、LNG船や油槽船は中長期契約のもと安定収益を確保しましたが、ドライバルクや自動車船、近海・内航事業は経済活動低迷に伴う輸送量減少や市況低迷によって大きな影響を受け、オフショア支援船は油価低迷により苦戦しました。この結果、営業利益は前年度比で悪化しました。一方で当社持分法適用会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.が運営するコンテナ船事業は、行動変容に伴う巣ごもり需要に加え、感染症拡大による労働力不足に起因するサプライ・チェーンの混乱やコンテナ不足などがタイトな需給環境をもたらしたことで業績は好調に推移し、同社への投資利益によって経常利益は前期比で大きく改善しました。親会社株主に帰属する当期純利益は、海外自営ターミナルの売却などもあり、過去最高となる1,086億円を計上しました。当社は、安定的な配当を通じて株主の皆さまへの利益還元を最大化することを経営の重要課題と位置づけていますが、今後の業績動向、将来への成長投資及び財務体質の強化を総合的に勘案し、株主の皆さまには誠に申し訳ございませんが、当期は無配とさせていただきます。また、次期の配当につきましては現時点では未定とさせていただきます。

2020年8月に策定した経営計画では、新型コロナウイルス感染症の拡大によって不確実性が高まるなか、全ての事業計画を一から見直し、足元で取り組むべき課題と中長期的な方向性を整理しました。この計画に基づき、高齢船や経済効率の低い本船を中心に25隻を削減して船隊規模の適正化を図り、投資の厳選を継続するなど足元の「守り」を固めてダメージコントロールを行いました。不測の事態に備えた流動性の確保及び安全・環境・品質に対する取組みも計画どおりに進み、自己資本の拡充においては2020年代半ばの目標値を大幅に前倒して達成することができました。ドライバルク、エネルギー資源輸送、自動車船、物流／近海・内航事業の4部門をバランスよく運営し、低成長でも着実に収益を上げ、財務体質の強化を図る体制の構築が進んでいます。

2021年5月には、新たに経営計画（ローリング・プラン）を公表しました。海運を取りまく事業環境の変化や安全・環境・品質への意識の高まりは、大きな機会である一方で、リスクともなりかねません。不確実性を孕む将来に柔軟に対応し、備え、変化への挑戦を恐れずに、「自営事業4本柱の磨き上げ」、「新たな事業領域への挑戦」、「アジアを中心にグローバル展開を加速」、「コンテナ船事業の競争力向上」、「継続的な財務基盤の拡充」という5つの施策に取り組んでまいります。これらの実現とともにサステナビリティ経営の一層の強化を図り、企業価値を継続的に向上させることで、全てのステークホルダーに選ばれ続ける会社を目指します。安定的かつ継続的に発展するための資本政策を引き続き進め、株主還元につきましても、早期の復配及び安定的な配当を目指してまいります。



代表取締役社長 明珍 幸一

コロナ禍のなかでもモノの流れは止まらず、人々の生活を支えるライフラインとしての海運の重要性が改めて認識されました。安全かつ高品質な輸送を、環境への負荷を低減しながら提供することの重要性はより大きくなっています。また、カーボンニュートラルに向けたエネルギー転換や再生可能エネルギーの発展、EV化に代表されるCASEによる自動車産業の変革など、事業環境も大きく変わりつつあります。変化に対応し、安定した物流インフラを支え続けるという使命のもと、株主の皆さまからのご期待に応えるべく、グループ役職員一丸となって持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいりますので、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

2021年6月

株 主 各 位

(証券コード：9107)

2021年6月4日

神戸市中央区海岸通8番

川崎汽船株式会社

代表取締役社長 明 珍 幸 一

第153期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第153期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス対策として、可能な限り当日のご来場を見合わせていただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、5頁～6頁の「議決権行使のご案内」に従って、**2021年6月22日（火曜日）午後5時**までに書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご来場される場合、株主様同士のお席の適切な間隔を確保するため、入場者数を制限して入場をお断りすることがございますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2021年6月23日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時予定）
2	場 所	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 イイノホール（飯野ビルディング4階） (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3	目的事項	報告事項 第153期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

インターネットによる開示について

本招集ご通知は当社ウェブサイトに掲載しております。

- 第153期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、以下の項目につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の以下当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

「主要な事業内容」 「主要な借入先」 「会社の新株予約権等に関する事項」 「会計監査人の状況」 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」 「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」 「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」

なお、本招集ご通知添付書類のほか、上記のウェブサイト掲載書類は監査役が監査報告を、上記ウェブサイト掲載書類のうち連結計算書類及び計算書類に係るものは会計監査人が会計監査報告を、それぞれ作成するに際して監査をした書類です。

- 第153期定時株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の以下当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting.html>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- 本総会当日の様子は、上記の当社ウェブサイトにおいて、後日動画配信予定です。

(ご参考)

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（7頁～17頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

A 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第153期定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

B 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2021年6月22日(火曜日)午後5時**までに到着するようご返送ください。
詳しくは、以下をご覧ください。

C インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、**2021年6月22日(火曜日)午後5時**までにご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。



議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議案	賛成	賛否	反対
第1号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第2号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第3号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第4号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

→ こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号議案・第3号議案・第4号議案

- 賛成の場合 → **「賛」**の欄に○印
- 否認する場合 → **「否」**の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 → **「賛」**の欄に○印
- 全員否認する場合 → **「否」**の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 → **「賛」**の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご表示ください。

インターネットによる議決権行使に必要となる、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

→ インターネットによる議決権行使に必要な、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使®」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトに遷移できます。

- ※ インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等と書面が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

本サイトでの議決権行使に関する
パソコン等の操作方法がご不明な場合は、
こちらにお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

- ※ 機関投資家の皆さまにおかれましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (19) 条文省略 (新設) (新設) <u>(20)</u> 前各号に付帯関連する事業	(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (19) 現行どおり <u>(20)</u> <u>再生可能エネルギー及びカーボンニュートラルに関する事業</u> <u>(21)</u> <u>温室効果ガス排出権の売買</u> <u>(22)</u> 前各号に付帯関連する事業

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	当社における地位、担当	2020年度 取締役会 出席状況	専門性				
				企業経営 経営戦略	法務・リスク マネジメント	財務・会計	テクノロジー	グローバル
1	みょうちゃん 明珍 幸一 再任	代表取締役社長、社長執行役員 (CEO)	100% (18回/18回)	○	○			○
2	あさの 浅野 敦男 再任	代表取締役、副社長執行役員 (社長補佐、ドライバルク事業ユニット統括、 船舶・先進技術・造船技術・GHG削減 戦略・環境ユニット統括)	100% (18回/18回)	○			○	○
3	とりやま 鳥山 幸夫 再任	代表取締役、専務執行役員 (CFOユニット（経営企画・調査・サステナ ビリティ推進・IR・広報・財務・会計・税務） 統括、CFO（チーフフィナンシャルオフィサー）)	100% (18回/18回)	○	○	○		○
4	はりがい 針谷 雄彦 再任	代表取締役、専務執行役員 (エネルギー資源輸送事業ユニット統括)	100% (18回/18回)	○				○
5	そのべ 園部 恭也 再任	取締役、専務執行役員 (製品輸送事業ユニット（自動車船、物流・ 港湾・関連事業）統括)	100% (13回/13回)	○				○
6	あらい 新井 真 再任	取締役、常務執行役員 (法務・企業法務リスク・コンプライアンス統括 ユニット統括、内部監査担当補佐、CCO (チーフコンプライアンスオフィサー))	100% (13回/13回)	○	○			○
7	やまだ 山田 啓二 再任 独立社外	取締役	94% (17回/18回)		○			○
8	うちだ 内田 龍平 再任 社外	取締役	100% (18回/18回)	○				○
9	しが 志賀 こず江 再任 独立社外	取締役 指名諮問委員会委員長	100% (18回/18回)		○			○
10	かめおか 亀岡 剛 新任 独立社外	—	—	○				○

注) 志賀こず江氏の出席状況については、社外監査役として出席した取締役会についても含めております。

株主総会参考書類



1 **明 幸一** (1961年3月27日生) **再任**
候補者番号

■ 所有する当社の株式の数 **13,700株** ■ 取締役会への出席状況 **100%**(18回/18回) ■ 取締役在任年数 **5年**

■ 当社における地位、担当
 代表取締役社長
 社長執行役員
 (CEO)
 2011年4月 当社執行役員
 2016年4月 当社常務執行役員
 2016年6月 当社取締役、常務執行役員
 2018年4月 当社代表取締役、専務執行役員
 2019年4月 当社代表取締役社長、
 社長執行役員(現職)

■ 略歴
 1984年4月 当社入社
 2010年1月 当社コンテナ船事業グループ長

■ 取締役候補者とした理由

明珍幸一氏は、2016年6月に当社取締役、2018年4月に当社代表取締役、2019年4月に当社代表取締役社長(チーフエグゼクティブオフィサー)にそれぞれ就任しております。同氏は、前中期経営計画の最終年度に社長に就任し、ポートフォリオ戦略転換、経営管理の高度化及びESGの取組みという重要課題の完遂に注力し成果を上げました。また、2020年初からの新型コロナウイルス感染症拡大により事業環境が不透明なかで経営計画を策定・遂行し、2021年3月期決算は前期比で大幅な業績改善を果たしました。同氏が多岐にわたる分野で培ってきた幅広く深い知見と経験に裏打ちされたリーダーシップは、新たな経営計画を推進し、不確実さが続くなかでも中長期的な成長に向けた事業基盤の強化を確実にするうえで必要不可欠であることから、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



2 **浅野 敦男** (1961年2月7日生) **再任**
候補者番号

■ 所有する当社の株式の数 **14,200株** ■ 取締役会への出席状況 **100%**(18回/18回) ■ 取締役在任年数 **3年**

■ 当社における地位、担当
 代表取締役
 副社長執行役員
 (社長補佐、ドライバルク事業ユニット統括、船舶・
 先進技術・造船技術・GHG削減戦略・環境ユニット統括)
 2010年4月 当社執行役員、鉄鋼原料グループ長委嘱
 2012年4月 当社執行役員
 2014年4月 当社常務執行役員
 2018年4月 当社専務執行役員
 2018年6月 当社取締役、専務執行役員
 2019年4月 当社代表取締役、専務執行役員
 2020年6月 当社代表取締役、
 副社長執行役員(現職)

■ 略歴
 1983年4月 当社入社
 2009年10月 当社鉄鋼原料グループ長

■ 取締役候補者とした理由

浅野敦男氏は、主に当社のドライバルク部門における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有しており、現在は社長補佐を務めるとともに、ドライバルク事業ユニット統括及び船舶・先進技術・造船技術・GHG削減戦略・環境ユニット統括執行役員として経営戦略を適切に遂行しております。その豊富な経験と実績は当社の取締役会の意思決定及び監督機能を十分に果たすことに寄与するものと判断するため、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



3 とりやま ゆき お
鳥山 幸夫

候補者番号

(1959年11月10日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 **12,200株** ■ 取締役会への出席状況 **100%**(18回/18回) ■ 取締役在任年数 **2年**

- 当社における地位、担当
- | | | |
|---|----------|----------------------|
| 代表取締役 | 2011年 4月 | 当社執行役員、経理グループ長委嘱 |
| 専務執行役員 | 2011年 6月 | 当社取締役、執行役員、経理グループ長委嘱 |
| (CFOユニット（経営企画・調査・サステナビリティ推進・IR・広報・財務・会計・税務）統括、CFO（チーフフィナンシャルオフィサー）） | 2012年 4月 | 当社取締役、執行役員 |
| | 2014年 4月 | 当社取締役、常務執行役員 |
| | 2016年 6月 | 当社常務執行役員 |
| | 2019年 4月 | 当社専務執行役員 |
| | 2019年 6月 | 当社代表取締役、専務執行役員（現職） |
- 略歴
- | | |
|----------|-------------|
| 1983年 4月 | 当社入社 |
| 2010年 4月 | 当社港湾事業グループ長 |

■ 取締役候補者とした理由

鳥山幸夫氏は、主に当社の管理部門全般における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有しており、現在はCFOユニット統括執行役員として経営企画・調査・サステナビリティ推進・IR・広報・財務・会計・税務の各部門を取りまとめ、チーフフィナンシャルオフィサーとして経営戦略を適切に遂行しております。同氏の営業部門を含めた幅広い業務に係る経験と実績は当社の取締役会の意思決定及び監督機能を十分に果たすことに寄与すると判断するため、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



4 はり がい かず ひこ
針谷 雄彦

候補者番号

(1960年7月7日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 **14,400株** ■ 取締役会への出席状況 **100%**(18回/18回) ■ 取締役在任年数 **2年**

- 当社における地位、担当
- | | | |
|---------------------|----------|------------------------|
| 代表取締役 | 2011年 4月 | 当社執行役員、電力炭・製紙原料グループ長委嘱 |
| 専務執行役員 | 2012年 4月 | 当社執行役員 |
| (エネルギー資源輸送事業ユニット統括) | 2013年 4月 | 当社常務執行役員 |
| | 2019年 4月 | 当社専務執行役員 |
| | 2019年 6月 | 当社取締役、専務執行役員 |
| | 2020年 6月 | 当社代表取締役、専務執行役員（現職） |
- 略歴
- | | |
|----------|-----------------|
| 1983年 4月 | 当社入社 |
| 2006年 6月 | 当社電力炭・製紙原料グループ長 |

■ 取締役候補者とした理由

針谷雄彦氏は、主に当社のエネルギー資源輸送部門における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有し、なかでも電力炭輸送分野において幅広い人脈と知見を持つ当社の第一人者であり、現在はエネルギー資源輸送事業ユニット統括執行役員として経営戦略を適切に遂行しております。同氏の経営経験と実績は当社の取締役会の意思決定及び監督機能を十分に果たすことに寄与するものと判断するため、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類



5 その べ やす なり
園 部 恭 也
候補者番号

(1959年3月18日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数	2,200株	■ 取締役会への出席状況	100%(13回/13回)	■ 取締役在任年数	1年
■ 当社における地位、担当	取締役 専務執行役員 製品輸送事業ユニット（自動車船、物流・港湾・関連事業）統括	2005年1月	"K" Line European Sea Highway Services GmbH プレーメン 社長	2009年4月	当社経営企画グループ長
■ 略歴	1982年4月 当社入社	2012年4月	当社執行役員	2015年4月	当社常務執行役員、"K" LINE AMERICA, INC. 社長
		2019年4月	当社専務執行役員	2020年6月	当社取締役、専務執行役員（現職）

■ 取締役候補者とした理由

園部恭也氏は、主に当社の自動車船部門における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有しており、現在は製品輸送事業ユニット（自動車船、物流・港湾・関連事業）統括執行役員として経営戦略を適切に遂行しております。同氏は経営企画部門における経験も有しており、管理部門を含めた幅広い業務に係る経験と実績は当社の取締役会の意思決定及び監督機能を十分に果たすことに寄与すると判断するため、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



6 あら い まこと
新 井 真
候補者番号

(1959年5月5日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数	11,000株	■ 取締役会への出席状況	100%(13回/13回)	■ 取締役在任年数	1年
■ 当社における地位、担当	取締役 常務執行役員 （法務・企業法務リスク・コンプライアンス統括ユニット統括、 内部監査担当補佐、 CCO（チーフコンプライアンスオフィサー））	1983年4月	当社入社	2010年10月	当社IR・広報グループ長
■ 略歴		2013年7月	当社IR・広報グループ長兼法務グループ長	2013年9月	当社法務グループ長
		2015年4月	当社執行役員	2018年4月	当社常務執行役員
		2020年6月	当社取締役、常務執行役員（現職）		

■ 取締役候補者とした理由

新井真氏は、主に当社の法務部門における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有しており、現在は法務・企業法務リスク・コンプライアンス統括ユニット統括執行役員、内部監査担当補佐及びチーフコンプライアンスオフィサーとして経営戦略を適切に遂行しております。同氏の幅広い経験と実績は当社の取締役会の意思決定及び監督機能を十分に果たすことに寄与すると判断するため、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



7
候補者番号

やま だ けい じ
山 田 啓 二

(1954年4月5日生)

再任
独立・社外

■ 所有する当社の株式の数 **0株** ■ 取締役会への出席状況 **94%**(17回/18回) ■ 社外取締役在任年数 **2年**

<p>■ 当社における地位、担当 取締役</p> <p>■ 重要な兼職の状況 学校法人京都産業大学理事、 京都産業大学学長特別補佐、同大学法学部法政策学科教授、 株式会社堀場製作所社外監査役、 株式会社トーセ社外取締役</p> <p>■ 略歴</p> <p>1977年4月 自治省（現総務省）入省 1982年7月 国税庁天草税務署長 1983年7月 和歌山県総務部地方課長 1985年9月 国際観光振興会総務部職員サンフランシスコ 観光宣伝事務所次長 1989年4月 高知県総務部財政課長 1992年1月 自治省行政局行政課理事官</p>	<p>1992年7月 内閣法制局参事官 1997年7月 国土庁（現国土交通省）土地局土地情報課長 1999年8月 京都府総務部長 2001年6月 京都府副知事 2002年4月 京都府知事（2018年4月退任） 2011年4月 全国知事会会長（同上） 2018年4月 京都産業大学学長補佐、同大学法学部 法政策学科教授 2019年6月 当社社外取締役（現職） 2020年3月 株式会社堀場製作所社外監査役（現職） 2020年4月 京都産業大学学長特別補佐、同大学法学部 法政策学科教授 2020年11月 株式会社トーセ社外取締役（現職） 2021年4月 学校法人京都産業大学理事、 京都産業大学学長特別補佐、同大学法学部 法政策学科教授（現職）</p>
---	---

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山田啓二氏は、旧自治省をはじめとした諸省庁及び地方自治体において要職を歴任した後、京都府知事を4期16年務めた経験を有しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、同氏が長年にわたり行政の長として培ってきた幅広い経験・人脈と高い見識を当社の経営に生かすため、2019年6月から当社社外取締役として選任されております。取締役会における積極的な発言や、報酬諮問委員会委員及び指名諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、本年同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。



8
候補者番号

うち だ りゅう へい
内 田 龍 平

(1977年10月6日生)

再任
社外

■ 所有する当社の株式の数 **0株** ■ 取締役会への出席状況 **100%**(18回/18回) ■ 社外取締役在任年数 **2年**

■ 当社における地位、担当
取締役

■ 重要な兼職の状況

Effissimo Capital Management Pte Ltd ディレクター

■ 略歴

2002年4月 三菱商事株式会社入社
2009年12月 株式会社産業革新機構入社 投資事業
グループ ヴァイス・プレジデント
2012年12月 Effissimo Capital Management Pte
Ltd入社 ディレクター (現職)
2019年6月 当社社外取締役 (現職)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田龍平氏は、三菱商事株式会社で主に国内外非上場企業への投資サポートに従事し、その後、株式会社産業革新機構で主に海外非上場企業への投資及び国内非上場企業の事業立ち上げを担当するとともに英国企業及びチリ企業の社外取締役に兼務しました。現在は当社の株主であるEffissimo Capital Management Pte Ltdのディレクターとして主に国内上場企業への投資管理を行っております。同氏の企業価値向上の取組みに関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かすため、2019年6月から当社社外取締役として選任されております。同氏に当社株主の視点から取締役として積極的に発言し当社経営及び業務遂行の適切な監督等の役割を果たしていただくことは、一般株主の利益にもつながり当社グループのコーポレートガバナンス向上に貢献するものと判断することから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

同氏は、会社法上の社外取締役に要件は満たしておりますが、当社の独立性判断基準における株主要件に抵触すると判断するため、非独立社外取締役として提案いたします。



9 し が え
候補者番号 **志賀 こそ江**

(1948年11月23日生)

再任

独立・社外

■ 所有する当社の株式の数	900株	■ 取締役会への出席状況	100%(18回/18回)	■ 社外取締役 在任年数	1年
■ 当社における地位、担当	取締役 指名諮問委員会委員長	1998年 4月	第一東京弁護士会登録		
■ 重要な兼職の状況	白石綜合法律事務所 オフ・カウンセラー	1999年 8月	志賀法律事務所開設		
■ 略歴	1967年11月 日本航空株式会社入社 1993年 4月 検事任官	2005年10月	白石綜合法律事務所パートナー (2018年12月退任)		
		2010年 6月	株式会社新生銀行社外監査役 (2018年6月退任)		
		2015年 6月	リコーリース株式会社社外取締役 (2020年 6月退任)		
		2016年 6月	当社社外監査役 (2020年6月退任)		
		2019年 1月	白石綜合法律事務所 オフ・カウンセラー (現職)		
		2020年 6月	当社社外取締役 (現職)		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

志賀こそ江氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を有し、複数の上場企業の社外取締役、社外監査役を経て2016年6月に当社社外監査役に、また2020年6月に当社社外取締役に就任しました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、取締役会における積極的な発言や、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を適切に果たすなど、豊富な経験と幅広い視点で職務を適切に遂行していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、本年同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

注) 志賀こそ江氏の出席状況については、社外監査役として出席した取締役会についても含めております。



10
候補者番号

かめ
亀
おか
岡

つよし
剛

(1956年10月18日生)

新任

独立・社外

■ 所有する当社の株式の数	0株	■ 取締役会への出席状況	—	■ 社外取締役 在任年数	—
■ 当社における地位、担当	—	2005年 4月	同社理事近畿エリアマネジャー		
■ 重要な兼職の状況	出光興産株式会社特別顧問	2006年 3月	同社執行役員近畿エリアマネジャー		
		2008年11月	同社執行役員本社販売部長		
		2009年 3月	同社常務執行役員		
		2013年 3月	同社執行役員副社長 石油事業COO		
		2015年 3月	同社代表取締役社長グループCEO		
■ 略歴		2019年 4月	出光興産株式会社代表取締役副会長執行役員		
	1979年 4月 シェル石油株式会社入社	2020年 6月	同社特別顧問 (現職)		
	2003年 4月 昭和シェル石油株式会社製品貿易部長				

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

亀岡剛氏は、シェル石油株式会社入社以来、主には石油製品の貿易及び国内営業に携わりました。石油事業COOを経て2015年からは昭和シェル石油株式会社の代表取締役社長として同社の経営を担い、2019年4月には石油市場の将来の変化を見据えて出光興産株式会社との経営統合を実現させました。同氏の豊富な企業経営の経験と幅広い知見を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任を希望するものです。選任後は当社の社外取締役として豊富な経験と幅広い知見を生かして取締役会における発言や業務執行に関する監督等の役割を適切に果たすことを期待しております。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしており、社外取締役として選任された場合には、当社は、同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

- 注) 1. 山田啓二氏、内田龍平氏、志賀こず江氏及び亀岡剛氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、亀岡剛氏が代表取締役副会長執行役員を務めていた出光興産株式会社との間に業務上の取引がありますが、年間取引高は当社連結売上高の2%未満であり、同社の連結売上高の1%未満であります。
3. 当社は山田啓二氏、内田龍平氏及び志賀こず江氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合は、当該責任限定契約を継続するとともに、亀岡剛氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。
- 取締役（業務執行取締役等である者を除く）又は監査役として職務を行うにつき、善悪でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金10百万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険により填補することとしております。本議案が原案どおり承認された場合は、全取締役候補者が同保険の被保険者に含まれることとなります。同保険の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ更新する予定です。

<ご参考> 取締役候補者の指名の方針・手続

経営計画の達成に向け、当社の取締役会は、多様なバックグラウンド・知見からの建設的な議論や監督を行うため、企業等大組織の運営経験者、海運業の営業面や技術面、ファイナンスその他の専門知識を有する者など多様な人材で構成するものとし、取締役及び監査役候補者を決定するに際してはかかる多様性に配慮することとしています。また、取締役会の規模については、取締役の人数は当面8～10名程度とし、うち最低2名は当社基準を満たす独立社外取締役とすることとしています。

独立社外取締役全員、取締役会長及び社長執行役員で構成される指名諮問委員会が取締役会から諮問を受け、取締役候補者の指名について公正、透明かつ厳格に審議し、取締役会は指名諮問委員会の答申を尊重したうえで取締役候補者を決定することとしています。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 山内剛氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。



あくと がわ ゆたか
芥 川 裕

(1966年2月10日生)

新任

■ 所有する当社の株式の数	0株	■ 取締役会への出席状況	—	■ 監査役会への出席状況	—
■ 当社における地位	業務顧問	2014年4月	株式会社みずほ銀行営業第四部長	2017年4月	株式会社みずほ銀行執行役員営業第四部長
■ 略歴	1988年4月 株式会社第一勧業銀行入社	2018年4月	みずほ信託銀行株式会社執行役員コーポレート・インスティテューショナル業務部長	2019年4月	株式会社みずほ銀行常務執行役員営業部店担当役員
	2013年4月 株式会社みずほ銀行大企業法人業務部副部長兼株式会社みずほコーポレート銀行大企業法人業務部副部長	2020年4月	同社常務執行役員営業担当役員兼エリア長(2021年3月退任)	2021年4月	当社業務顧問(現職)
	2013年7月 株式会社みずほ銀行大企業法人業務部副部長				

■ 監査役候補者とした理由

芥川裕氏は、株式会社みずほ銀行において営業部門を中心に幅広い経験を積み、2017年以降は執行役員として会社経営にも携わっており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

同氏は当社のメインバンク出身であり、債権者であるメインバンクの出身者を監査役に迎えることについては、一般株主と利害を異にする局面が生じる可能性もありますが、かかる知見を生かした案件の多角的検討及び厳格な監査対応が期待できることから、当社は、企業価値の向上をもたらす一般株主の利益にもつながるものと考え、監査役として同氏の選任をお願いするものです。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

- 注) 1. 当社は本議案が原案どおり承認された場合は、芥川裕氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。
- 監査役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金10百万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険により填補することとしております。本議案が原案どおり承認された場合は、芥川裕氏が同保険の被保険者に含まれることとなります。同保険の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ更新する予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

えびす
戎 井 真 理

(1960年10月8日生)

再任

独立・社外

■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 当社における地位

—

1998年3月 KPMGピートマーウィック東京事務所（現KPMG税理士法人）入所

■ 重要な兼職の状況

米国公認会計士、公認不正検査士
リコーリース株式会社社外取締役

2001年7月 有限会社戎井会計コンサルティング代表取締役（現職）

2001年7月 米国公認会計士（USCPA）イリノイ州登録

2006年11月 米国公認会計士（USCPA）ワシントン州登録

2008年4月 公認不正検査士（CFE）登録

2020年6月 リコーリース株式会社社外取締役（現職）

■ 略歴

1985年4月 味の素ゼネラルフーズ株式会社（現味の素AGF株式会社）入社

■ 補欠社外監査役候補者とした理由

戎井真理氏は、米国の公認会計士資格に加えて、国際会計事務所及び会計コンサルティング会社での勤務を通じて得た会計報告、監査及び国際税務に関する豊富な経験を有しております。また、公認不正検査士としてコンプライアンス・内部統制などに関する多彩な知見も有することから、当社社外監査役として社外の独立した視点に立った実効的な監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役の補欠監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

注) 1. 戎井真理氏は社外監査役の補欠監査役候補者です。

2. 戎井真理氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。

監査役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金10百万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険により填補することとしております。戎井真理氏が監査役に就任した場合には、同保険の被保険者に含まれることとなります。同保険の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ更新する予定です。

以上

<ご参考>

■ 社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する具体的な基準を定めており、その内容は以下のとおりです。

次の各号に掲げる条件の全てに該当しない者を独立性ありと判断する。

- 一 最近10年間に於いて、当社の業務執行取締役、使用人となったことがある者。
- 二 最近3年間に於いて、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ）であったことがある者。
なお、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団とは、当該企業集団の過去3年間の各事業年度において、当該企業集団の連結売上高に占める川崎汽船グループへの売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 三 最近3年間に於いて、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団の業務執行者であったことがある者。
なお、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団とは、川崎汽船グループの過去3年間の各事業年度において、川崎汽船グループの連結売上高に占める当該企業集団への売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 四 最近3年間に於いて、川崎汽船グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者であったことがある者。
- 五 最近3年間に於いて、川崎汽船グループから役員報酬以外に年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した者。また、最近3年間に於いて川崎汽船グループから年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した監査法人、税理士法人、法律事務所、コンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームで、当該法人等の直前事業年度の総収入に占める川崎汽船グループから受領した金銭その他の財産の割合が2%を超えるものに所属していたことがある者。ただし、外形上所属していても、無報酬であるなど実質的に川崎汽船グループとの利益相反関係がない場合は、この限りではない。
- 六 当社の議決権の10%以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には最近3年間に於いて当該株主又はその親会社若しくは子会社の業務執行者であった者。
- 七 上記各号に該当する者の二親等内の親族。

以上

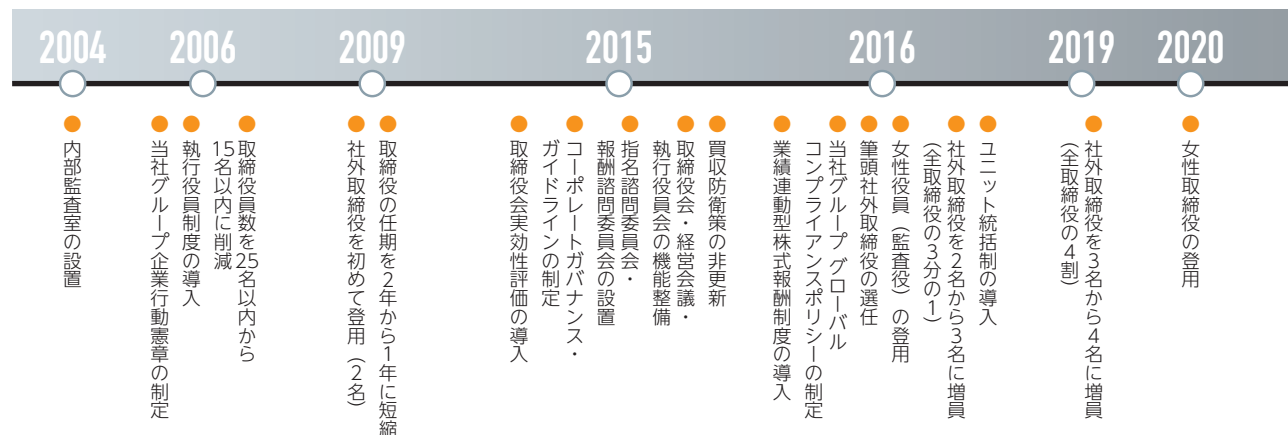
株主総会参考書類

◎ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

企業がその社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくには、コーポレートガバナンスを確立していくことが必須です。

当社は、コーポレートガバナンス体制とリスクマネジメント体制の整備強化に取り組み、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効果的なガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まって企業価値を高めるよう、継続的に努力しています。

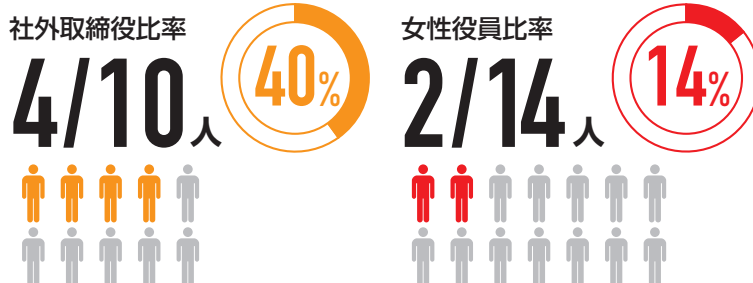
◎ コーポレートガバナンス改革



◎ 取締役会の実効性評価

当社は、「川崎汽船コーポレートガバナンス・ガイドライン」第22条において、「取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する。」こととされています。

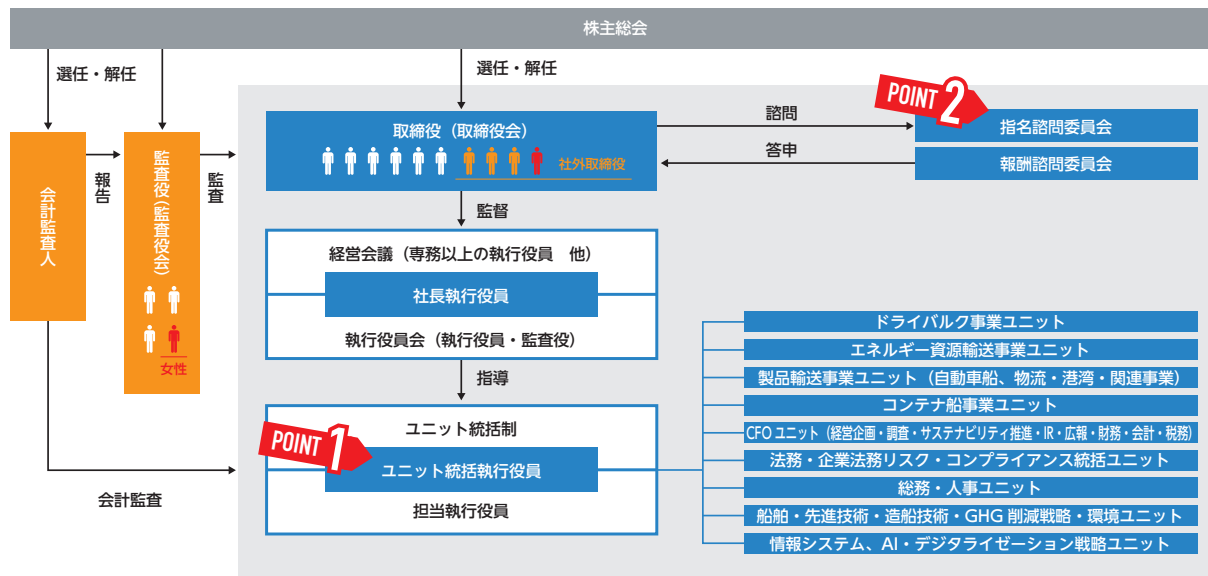
◎ 取締役会の独立性・多様性



コーポレートガバナンスの考え方の詳細、コーポレートガバナンス報告書の詳細及び取締役会の実効性評価の結果についてはこちらをご覧ください。

[トップページ](#) > [CSR](#) > [ガバナンス](#) > [コーポレートガバナンス](#)

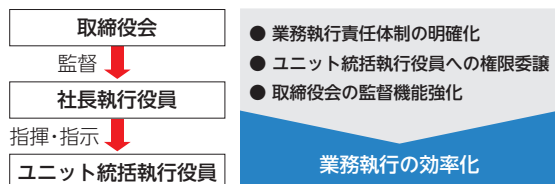
◎ コーポレートガバナンス体制図



(2021年4月1日現在)

POINT 1 ユニット統括制

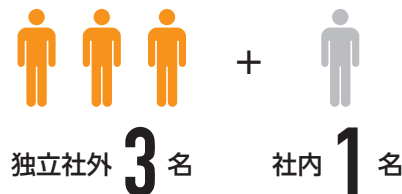
「コーポレートガバナンス・コード」において取締役会の主要な役割・責務として、「経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」が求められています。当社ではこれに対応するコーポレートガバナンス体制の構築の一環として、業務執行体制のより一層の効率化、そして強化を図るために、ユニット統括制を導入しています。



POINT 2 指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社は監査役会設置会社としてその機関設計の中で、取締役会の機能を高めるため任意の諮問委員会として、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置しています。

いずれの諮問委員会も、独立社外取締役全員と取締役会長（現在欠員）及び社長執行役員で構成され、委員長は独立社外取締役の委員の互選により選出されています。



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

〔一般概況〕

当期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)における世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大、それに伴う行動制限や外出自粛の動きを受け、リーマン・ショックを上回る戦後最大のマイナス成長となりました。

国内経済も、緊急事態宣言の発出により外出・出勤の抑制や飲食店等の営業自粛によって経済活動が急激に落ち込み、7月下旬から開催予定だった東京オリンピック・パラリンピックも翌年への延期を余儀なくされました。

このような事業環境のもとで当社は、8月に経営計画を策定し、コロナ禍が当社グループの事業環境に及ぼす影響を踏まえ、ドライバルク船・自動車船を中心とした船隊規模適正化や投資の厳選、流動性の確保と、海外ターミナルなどの資産売却による自己資本拡充などによるダメージコントロールに注力してまいりました。これと同時にポストコロナの外部環境認識を踏まえた成長戦略と、GHG(温室効果ガス)削減、LNG燃料船の建造やLNG供給船の取組みなどの安全・環境・品質への取組みも積極的に進めてまいり

ました。

また、当社持分法適用会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. (以下、「ONE社」という)の業績が、旺盛な需要に対応した機動的なオペレーションによる効果と高水準で推移した運賃市況などにより、大きく改善しました。

これらの取組みと市況などに起因する収益の改善により、2020年代半ばの目標であった自己資本拡充を大幅に前倒しで達成しております。

以上の結果、当期の連結売上高は6,254億86百万円(前期比1,097億98百万円の減少)、営業損失は212億86百万円(前期は68億40百万円の営業利益)、経常利益は894億98百万円(前期比820億90百万円の増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,086億95百万円(前期比1,034億26百万円の増加)となりました。

なお、当期の平均為替レートは、105.79円/US\$ (前期比3.34円/US\$の円高)、燃料油価格は、US\$363.06/MT※(前期比US\$103.93/MT安)となりました。

※MT:メトリックトン(1メトリックトンは1,000キログラム)

売上高

6,255億円
(前期比 14.9%減)

営業損益

▲213億円
(前期は 68億円の利益)

経常損益

895億円
(前期比 12.1倍)

親会社株主に帰属する当期純損益

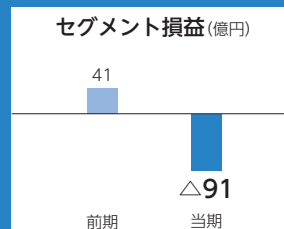
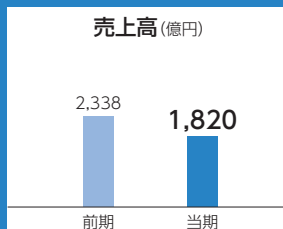
1,087億円
(前期比 20.6倍)

ドライバルクセグメント



売上高 **1,820** 億円
(前期比22.2%減↓)

セグメント損益 **91** 億円の損失
(前期は41億円の利益)



【ドライバルク事業】

大型船市況は、期初には新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞と、産地の天候不順による出荷の減少が重なり市況が著しく低迷しましたが、期央には中国向け貨物の輸送需要回復に伴い上昇する場面も見られました。下期には主要国の経済活動の回復、中国の活発な粗鋼生産により振幅を伴いながらも市況は概ね堅調に推移しました。

中・小型船市況は、期初には新型コロナウイルス感染症拡大により世界的に荷動きが停滞しましたが、中国の経済活動再開、ブラジル出し中国向け穀物の

堅調な輸送需要等により、期央にかけて回復しました。下期には米国から中国への活発な穀物輸送に加え、中国の寒波による石炭輸入需要の高まりなどにより、中・小型船の船腹供給が引き締まり、市況は堅調に推移しました。

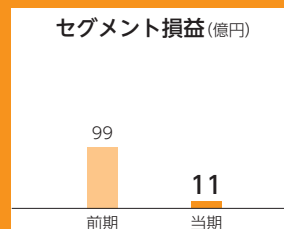
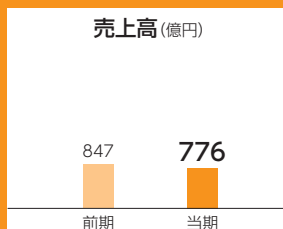
以上の結果、ドライバルクセグメント全体では、運航コストの削減や船隊規模適正化の実施、運賃先物取引(FFA)を利用した市況変動リスクのヘッジなどに努めましたが、特に上期での市況低迷の影響により、前期比で減収となり、損失を計上しました。

エネルギー資源セグメント



売上高 **776** 億円
(前期比8.3%減↓)

セグメント損益 **11** 億円
(前期比89.2%減↓)



事業報告

[油槽船事業・電力炭船事業]

大型原油船、LPG船及び電力炭船は中長期の傭船契約のもとで順調に稼働し、安定的に収益に貢献しました。

[液化天然ガス輸送船事業・海洋資源開発事業]

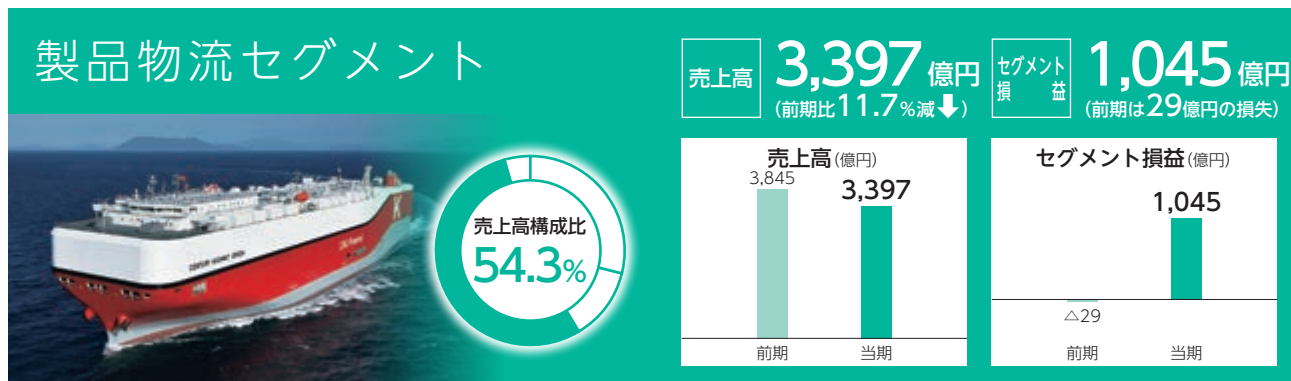
LNG船及びFPSO（浮体式石油・ガス生産貯蔵積出設備）は中長期の傭船契約のもとで順調に稼働し、安定的に収益に貢献しました。

オフショア支援船事業においては、上期は油価下落の影響により海洋資源開発が停滞し市況が悪化、下期の

油価回復後も、市況低迷が継続しました。

ドリルシップ（海洋掘削船）については、期中は中長期の傭船契約のもと順調に稼働し収益に貢献したものの、2022年の現行傭船契約満了後の市況予想を踏まえた結果、最終的に損失となりました。

以上の結果、エネルギー資源セグメント全体では、前期比で減収減益となりました。



[自動車船事業]

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による世界的な販売の低迷、各国工場での生産停止などにより、上期は海上輸送需要が減少しました。下期の輸送需要の回復や、停船、サービスの一時的な見直し、船隊規模の適正化によるコスト削減などの対応を実施したものの、前期比で減収となり、損失を計上しました。

[物流事業]

国内物流事業は、世界的なコンテナ海上輸送の需要増加によりコンテナターミナルの取扱量は回復しました。曳船事業では引き続き鋼材や製紙原料の需要減退により作業が減少傾向でした。倉庫事業は継続して堅調に推移しました。国際物流事業は、海上輸送の混雑による海上貨物から航空貨物へのシフトにより、航空フォワーディング事業の荷動きが改善しました。eコマース関連貨物の荷動きについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による巣ごもり需要を受け、引き続き堅調に推移しました。

【近海・内航事業】

近海事業は、鋼材輸送では、上期は鉄鋼メーカーの減産の影響もあり、鉄鋼製品の出荷量が減少しましたが、下期は需要が大幅に回復し、当期輸送量は前期並みとなりました。木材輸送では、輸入合板の輸送量は需要低迷により、前期を下回ったものの、再生可能エネルギーとして需要が増加しているバイオマス発電用燃料の輸送量は前期を大幅に上回りました。バルク輸送では、主要貨物であるロシア炭の国内需要が減少したことなどにより輸送量は前期を大幅に下回りました。

内航事業は、定期船輸送では、製紙関連や自動車関連の主要貨物が減少するなか、食品貨物などの取り込みを図りましたが、輸送量は前期を下回りました。フェリー輸送では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から旅客と乗用車の輸送量が前期を大幅に下回りました。不定期船輸送では、貨物輸送需要の減退により、石灰石・石炭の各専用船や一般貨物船ともに稼働は前期を下回りました。

以上の結果、近海・内航事業では、前期を下回る輸送量になりました。

【港湾事業】

国内ターミナルでは、北米航路は荷動きが堅調に推移、下期はアジア航路でも回復傾向となったことで、前期比で取扱量が増加しました。

海外ターミナルでは、北米西岸の自営ターミナル INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC. (以下、「ITS社」という)において、米国の巣ごもり需要によりアジア発北米向け荷動きが夏場以降急増し、コンテナ取扱量は好調に推移しました。さらに2020年9月から新規ユーザーを誘致したことにより、前期比で増収増益となりました。

なお、ITS社については、2020年12月に、Macquarie Infrastructure and Real Assetsが運営するインフラ投資ファンドへの譲渡が完了しました。

【コンテナ船事業】

当社持分法適用会社であるONE社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるグローバルでの荷動き減少を受け機動的な配船見直しや運航効率の改善などの施策を実施したことで、上期の積高は前期比で減少しましたが、業績は改善しました。第3四半期では、北米航路を中心として運賃、消席率が順調に推移すると同時に、医療関連貨物や消費財の需要が例年を上回る規模で回復したことにより、輸送スペースやコンテナの不足、ターミナルや内陸輸送の混雑などサプライチェーンの混乱が発生し、需給が想定を超えてひっ迫する事態となりました。第4四半期では、北米航路に加え、欧州航路をはじめとする全航路において需給がひっ迫したことで、ONE社では臨時船の投入やオペレーションの改善による混乱改善に向けた取組みを継続しながらも、短期市況の高騰を受けて運賃が高水準で推移したことで、業績は前期比で大幅な改善となりました。

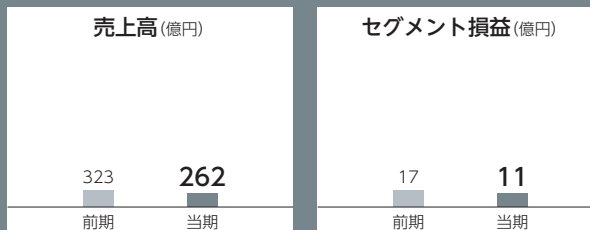
以上の結果、製品物流セグメント全体では、前期比で減収となるも、増益となりました。

その他



売上高 **262** 億円
(前期比19.0%減↓)

セグメント損益 **11** 億円
(前期比37.4%減↓)



その他には、船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等が含まれており、当期業績は前期比で減収減益となりました。

(2)財産及び損益の状況の推移

区 分		第150期 2018年3月期	第151期 2019年3月期	第152期 2020年3月期	第153期(当期) 2021年3月期
売上高	(百万円)	1,162,025	836,731	735,284	625,486
経常利益 (△は損失)	(百万円)	1,962	△48,933	7,407	89,498
親会社株主に帰属する当期純利益 (△は損失)	(百万円)	10,384	△111,188	5,269	108,695
1株当たり当期純利益 (△は損失)	(円)	111.13	△1,192.08	56.50	1,165.34
総資産	(百万円)	1,036,886	951,261	896,081	974,608
純資産	(百万円)	243,094	181,233	200,234	316,162
1株当たり純資産	(円)	2,326.65	1,110.48	1,083.88	2,339.28
自己資本当期純利益率(ROE)	(%)	4.8	△69.4	5.1	68.1
総資産経常利益率(ROA)	(%)	0.2	△4.9	0.8	9.6
自己資本比率	(%)	20.9	10.9	11.3	22.4

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第151期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に、繰延税金負債は固定負債の区分にそれぞれ含めるとともに、第150期の総資産及び自己資本比率は組替え後の金額及び比率で表示しています。

2. 各年度別の概況は次のとおりです。

第150期：世界経済は、一部地域における地政学的緊張の高まりや米中貿易戦争への懸念などがあったものの、1年を通して堅調に推移しました。コンテナ船では需給バランスの本格改善には至らなかったものの、ドライバルク船においては、大型船では活発な鉄鉱石・原料炭の荷動きに支えられ市況は回復基調を維持し、中・小型船においても穀物・石炭などの堅調な荷動きにより緩やかな市況回復を継続しました。燃料油価格の上昇や円高の進行などマイナス影響もありましたが、前々期及び前期の2期にわたり実施した構造改革の効果に加えてコスト削減の実施や配船効率化などの取組みにより業績は改善し、3期ぶりに営業、経常及び当期の全段階で黒字化を達成しました。

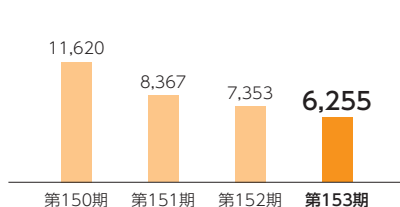
第151期：世界経済は底堅さが維持されたものの、米中貿易摩擦の激化、中国経済の減速、英国のEU離脱可能性など、先行きに不透明感を残す展開となりました。このような状況下、当社は変化する事業環境に対応するため、収益力の改善及び市況の影響を受けやすい船隊の縮減を目的とした構造改革を実施し、損失を計上しました。また、同時に「選択と集中」による経営資源の再配置を実施しました。

第152期：世界経済は、前年度に引き続き成長減速懸念、地政学的な不透明感などが残るなか、2020年に入り新型コロナウイルス感染症拡大の影響による消費・製造の低迷などもあり、世界各国の経済活動が大きく制限されるなど、非常に厳しい状況となりました。このような事業環境のもと、前期に行った構造改革の効果、自動車船事業の大幅な航路改編と運賃修復の取組み、安定収益事業の積み上げを強化してきたことに加え、当社持分法適用会社であるONE社による業績の大幅な改善などにより、営業、経常及び当期の全段階での黒字を確保しました。

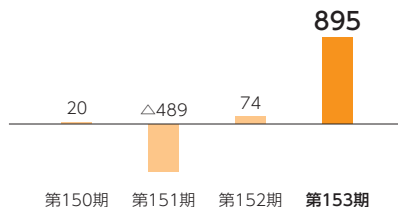
第153期：前記「(1)事業の経過及びその成果」(21頁から25頁まで)に記載のとおりです。

事業報告

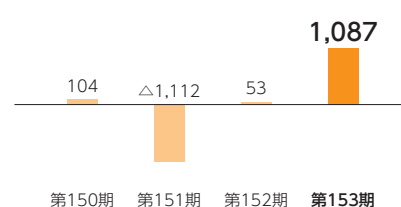
売上高 (億円)



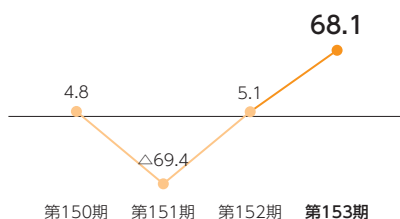
経常利益 (億円)



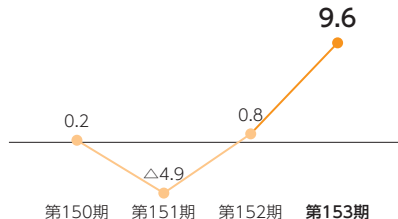
親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)



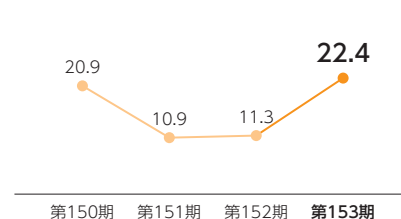
ROE (%)



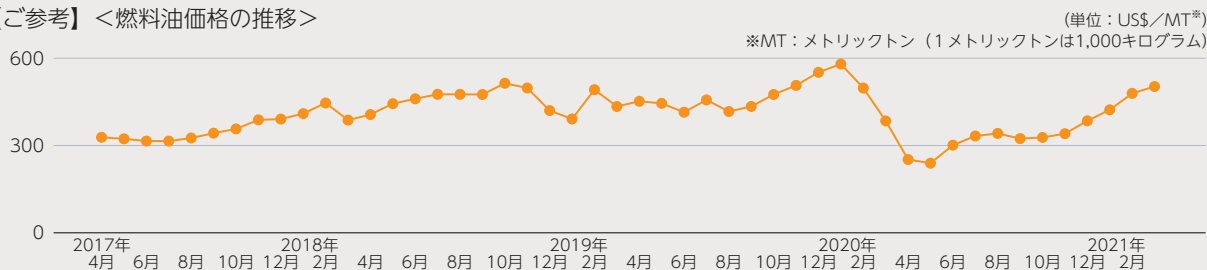
ROA (%)



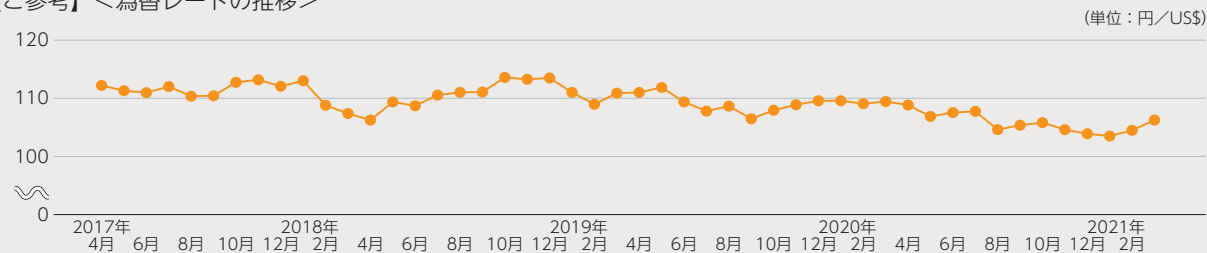
自己資本比率 (%)



【ご参考】 <燃料油価格の推移>



【ご参考】 <為替レートの推移>



(3)設備投資等の状況

当社グループでは、当期に全体で453億32百万円の設備投資を実施しました。

ドライバルクセグメント、エネルギー資源セグメント及び製品物流セグメントにおいて、船舶建造を中心にそれぞれ245億7百万円、26億56百万円及び161億15百万円の設備投資を実施しました。

上記のほか、船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等において20億52百万円の投資を実施しました。

一方、船舶を中心に413億69百万円の固定資産売却を実施しました。

(4)資金調達の状況

当社は2020年9月に300億円の新規劣後特約付ローンの借入及び既存劣後特約付ローンの期限前弁済を行いました。その他、2021年3月には次世代型環境対応LNG燃料自動車専用船を対象に、本邦初となるトランジションローンによる資金調達を行いました。

(5)対処すべき課題

2021年度は、新型コロナウイルスの変異株発生など一定の不透明感が残るものの、ワクチン普及も進み、世界経済は前年の大幅なマイナス成長から回復していく見通しです。海上荷動きは、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変容などから、引き続き安定した需要を見込んでいます。

当社グループは、2020年8月に経営計画を策定し、コロナ禍への対応として船隊規模の適正化、自己資本拡充、投資の厳選及び安全・環境・品質に対する不断の取り組みを進めてまいりました。それら施策を予定どおり進めるとともに、持分法適用会社であるONE社により運営しているコンテナ船の市況が安定的に推移したことも

あり経常利益、当期純利益ともに予想を上回り、2020年代半ばの目標であった自己資本拡充を前倒しで達成しております。

2021年5月に公表した経営計画では、海運を取りまく環境は「機会」と「脅威」が同時に到来するという認識のもと、「自営事業4本柱の磨き上げ」と「新たな事業領域への挑戦」など新たに5つの事業戦略を立てており、加えてサステナビリティ経営への取組みを強化することで、企業価値を向上させ、すべてのステークホルダーに選ばれ続ける会社を目指します。

【事業戦略】

●自営事業4本柱の磨き上げ

ドライバルク、エネルギー資源、自動車船、物流・近海内航の4本柱を以下の取組みなどによって磨き上げます。

- ・顧客への提案力強化
- ・成長市場における拠点強化
- ・船隊規模適正化の継続推進
- ・安定収益を重視して投資を厳選する一方で一定のリスクを取り成長領域の取り込みも並行して検討
- ・データ活用による安全・安心な高品質サービスの一層の向上
- ・徹底した配船効率の追求

●新たな事業領域への挑戦

当社の知見を生かし信頼できるパートナーと共同で以下のような成長分野に注力します。

- ・再生可能エネルギー分野（洋上風力支援船等）
- ・国内洋上風力発電事業に関する事業JVの設立
- ・新エネルギー輸送（アンモニア、水素、CO₂等）
- ・小型LNG船輸送
- ・LNG燃料供給船等周辺事業

事業報告

- ・脱炭素・低炭素関連技術の活用
- ・DXを活用した新たな価値の提供
- アジアを中心にグローバル展開の加速
 - ・成長市場のアジアを中心としたグローバルな事業展開の進展
 - ・当社グループのネットワーク活用、グローバルなパートナーとの協業
- コンテナ船事業の競争力向上
 - ・主要事業部門として、株主の立場からONE社へのサポートを継続

●継続的な財務基盤の拡充

【サステナビリティ経営への取組み】

●環境マネジメント推進の取組み体制

2021年4月に、以下3つの部署を設立しました。社内に関係組織や関係会社と連携して、より多角的・体系的に事業活動を通じて環境保全を図りつつ、経済・社会の持続的な発展に貢献し、企業価値の向上に努めてまいります。

- ・サステナビリティ推進・IR・広報グループ
- ・カーボンニュートラル推進グループ
- ・GHG削減戦略グループ

(6)重要な子会社等の状況(2021年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
川崎近海汽船株式会社	2,368 百万円	(50.7)	海運業
ケイラインロジスティックス株式会社	600 //	91.9	航空運送代理店業
ケイラインローローバルクシップマネージメント株式会社	400 //	100.0	船舶管理業
株式会社ダイトーコーポレーション	842 //	(51.0)	港湾運送業
日東物流株式会社	1,596 //	(51.0)	港湾運送業
北海運輸株式会社	60 //	80.1	港湾運送業
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	3,397 万米ドル	(100.0)	海運業
"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	3,590 //	(100.0)	海運業
K LINE OFFSHORE AS	251,191 万ノルウェークローネ	100.0	海運業
"K" LINE PTE LTD	4,114 万米ドル	100.0	海運業
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	300,000 //	(31.0)	海運業

(注) 1. 出資比率欄の()内数値は、子会社等保有の出資比率を含んでいます。

2. 川崎近海汽船株式会社の出資比率50.7%は、他の子会社の出資比率3.1%を含んでいます。

3. 株式会社ダイトーコーポレーション及び日東物流株式会社の出資比率は、当社が51%出資するKLKGホールディングス株式会社の出資によるものです。

4. 前期において連結子会社としてコンテナターミナル事業を行っていましたが、INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.の全出資持分を、2020年12月にMacquarie Infrastructure and Real Assetsに譲渡したことに伴い、重要な子会社から除外しています。

5. "K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED及び"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITEDの出資比率は、当社の100%出資子会社である"K" LINE HOLDING (EUROPE) LIMITEDの出資によるものです。

6. K LINE OFFSHORE ASは、2020年9月に15,000万ノルウェークローネ及び同年12月に6,500万ノルウェークローネを増資しております。

7. OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.の出資比率は、当社が31.0%出資しているオーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社の出資によるものです。同社は、コンテナ船事業を運営する持分法適用会社ですが、重要性の観点から記載しています。

(7)主要な拠点等(2021年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号(飯野ビルディング)
本店	神戸市中央区海岸通8番(神港ビルディング)
名古屋支店	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号(名古屋国際センタービル)
関西支店	神戸市中央区海岸通8番(神港ビルディング)
海外駐在員事務所	台北、マニラ、ヤンゴン、デュバイ

② 子会社等

会 社 名	所 在 地
川崎近海汽船株式会社	東京、釧路、札幌、苫小牧、室蘭、八戸、那珂、静岡、大阪、北九州、大分、日南
ケイラインロジスティクス株式会社	東京、市川、名古屋、大阪
ケイラインローバルシップマネジメント株式会社	神戸、東京、フィリピン
株式会社ダイトーコーポレーション	東京、千葉、横浜
日東物流株式会社	神戸、東京、名古屋、大阪、倉敷
北海運輸株式会社	釧路、札幌、苫小牧、東京
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	英国
"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	英国
K LINE OFFSHORE AS	ノルウェー
"K" LINE PTE LTD	シンガポール
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	シンガポール

③ その他の海外主要拠点

韓国、中国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、インド、豪州、英国、ドイツ、ベルギー、トルコ、米国、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、南アフリカ

(8)従業員の状況(2021年3月31日現在)

セグメントの名称	ドライバルク	エネルギー資源	製品物流	その他	全社 (共通)	合計
従業員数 (名)	165	203	4,145	1,192	375	6,080
前期末	165	193	4,178	1,238	390	6,164
前期末比増減	-	10	▲33	▲46	▲15	▲84

(注)「全社 (共通)」として記載している従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(9)船舶の状況(2021年3月31日現在)

セグメントの名称		ドライバルク	エネルギー資源		製品物流			合計	
船種		ドライバルク船	油槽船・電力炭船	液化天然ガス輸送船・オフショア支援船	自動車船	近海船・内航船	コンテナ船		
区分	所有	隻	52	17	21	33	25	7	155
		重量トン	6,290,705	2,246,928	1,159,602	442,571	235,937	460,448	10,836,191
	備船	隻	129	26	2	46	18	36	257
		重量トン	16,796,331	2,668,048	152,272	854,046	235,986	3,503,346	24,210,029
合計	隻	181	43	23	79	43	43	412	
	重量トン	23,087,036	4,914,976	1,311,874	1,296,617	471,923	3,963,794	35,046,220	

(注) 所有船の隻数は共有船を含み、重量トン数は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。

(10)事業の譲渡、合併等企業再編行為等

2020年12月に、連結子会社であるINTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC. の当社保有株式全てをMacquarie Infrastructure and Real Assetsが運営するインフラ投資ファンドに譲渡しました。

(11)その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、海外の競争法当局による調査の対象になっています。

また、一部の国において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 200,000,000株

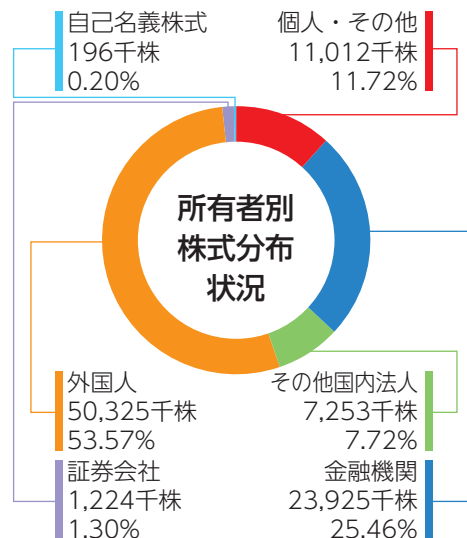
(2)発行済株式の総数 93,938,229株

(3)株主数 26,708名

(4)大株主(上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
イーシーエム エムエフ	10,716	11.43
ゴールドマン サックス インターナショナル	10,553	11.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,836	6.22
エムエルアイ フォークライアントジェネラル オムニノンコラテラルノントリーティーピービー	5,803	6.19
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	5,100	5.44
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	4,722	5.03
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,418	2.58
今治造船株式会社	2,352	2.50
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 川崎重工業口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,035	2.17
損害保険ジャパン株式会社	1,910	2.03

(注)持株比率は自己株式(196,580株)を控除して計算しています。



(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に取締役(社外取締役を除く)2名に業績連動型株式報酬として、1,383株を交付しています。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2021年3月31日現在)

氏名	地	位	担当及び重要な兼職の状況
明 珍 幸 一	代表取締役社長 (社長執行役員)		CEO
浅 野 敦 男	代表取締役 (副社長執行役員)		社長補佐、ドライバルク事業ユニット統括、船舶・先進技術・造船技術・環境ユニット統括
鳥 山 幸 夫	代表取締役 (専務執行役員)		コーポレートユニット (総務・人事・法務・企業法務リスク・コンプライアンス統括・経営企画・調査・財務・会計・税務・IR・広報) 統括、CFO (チーフフィナンシャルオフィサー)
針 谷 雄 彦	代表取締役 (専務執行役員)		エネルギー資源輸送事業ユニット統括
園 部 恭 也	取 締 役 (専務執行役員)		製品輸送事業ユニット (自動車船、港湾事業、物流・関連事業推進) 統括
新 井 真	取 締 役 (常務執行役員)		法務、企業法務リスク・コンプライアンス統括担当、内部監査担当補佐、CCO (チーフコンプライアンスオフィサー)
田 中 誠 一	取 締 役		報酬諮問委員会委員長、明治海運株式会社社外監査役
山 田 啓 二	取 締 役		京都産業大学学長特別補佐、同大学法学部法政策学科教授、株式会社堀場製作所社外監査役、株式会社トーセ社外取締役
内 田 龍 平	取 締 役		Effissimo Capital Management Pte Ltd ディレクター
志 賀 こず江	取 締 役		指名諮問委員会委員長、白石綜合法律事務所オフ・カウンセラー
山 内 剛	監 査 役 (常 勤)		
荒 井 邦 彦	監 査 役 (常 勤)		
原 澤 敦 美	監 査 役		五十嵐・渡辺・江坂法律事務所パートナー弁護士、リコーリース株式会社社外取締役
久 保 伸 介	監 査 役		共栄会計事務所代表パートナー、日本航空株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役田中誠一氏、山田啓二氏、内田龍平氏及び志賀こず江氏は、社外取締役です。なお、当社は田中誠一氏、山田啓二氏及び志賀こず江氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出しています。
2. 監査役原澤敦美氏及び久保伸介氏は、社外監査役です。なお、当社は両氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出しています。
3. 監査役山内剛氏は、当社の経営企画部門をはじめとするコーポレート部門全般における業務を通じて、監査役荒井邦彦氏は、当社の現地法人における在勤も含め国内外での幅広い業務を通じて、監査役久保伸介氏は、日本の公認会計士資格を有し、国内外の監査法人事務所での勤務を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 取締役村上英三氏、二瓶晴郷氏、岡部聰氏及び監査役志賀こず江氏は任期満了により、2020年6月23日開催の定時株主総会最終の時をもって退任しています。
5. 取締役田中誠一氏は、明治海運株式会社の社外監査役です。当社と同社の間には特別の関係はありません。
6. 取締役山田啓二氏は、京都産業大学の学長特別補佐及び法学部法政策学科教授、株式会社堀場製作所の社外監査役並びに株式会社トーセの社外取締役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

7. 取締役内田龍平氏は、Effissimo Capital Management Pte Ltdのディレクターです。同社は当社の発行済株式総数の38.99%を保有している旨の大量保有報告書を提出しています。
8. 取締役志賀こず江氏は、白石綜合法律事務所のオフ・カウンセルです。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
9. 監査役原澤敦美氏は、五十嵐・渡辺・江坂法律事務所のパートナー弁護士及びリコーリース株式会社の社外取締役です。当社と両兼職先の間には特別の関係はありません。
10. 監査役久保伸介氏は、共栄会計事務所代表パートナーです。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、同氏は日本航空株式会社社の社外監査役です。当社の航空貨物事業において同社と取引がありますが、年間取引高は当社連結売上高の1%未満であり、かつ同社の連結売上高の1%未満です。

(2)取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
		月例報酬	業績連動賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	287	285	—	1	8
社外取締役	32	32	—	—	4
合計	319	318	—	1	12
監査役 (社外監査役を除く)	69	69	—	—	2
社外監査役	14	14	—	—	3
合計	84	84	—	—	5

- (注) 1. 上記には、2020年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名及び監査役1名が含まれています。
 2. 上記には、取締役2名への業績連動型株式報酬として、1,383株の株式交付が含まれています。

② 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の定時株主総会の決議において、報酬年額総額600百万円以内としたうえで、業績連動型株式報酬制度を導入し、決議した総額の枠内で、具体的な支給額の決定を取締役に一任することを決議しています。なお、当該株主総会終結時点の取締役は9名（うち社外取締役3名）です。

当社は、2016年6月24日開催の定時株主総会の決議に従い、2018年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度の期間、及び当該4事業年度の経過後に開始する4事業年度毎の期間を、それぞれ「対象期間」という。なお、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続する。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役等への交付を行うための株式の取得資金として、480百万円を上限とする金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託を設定しています。

監査役の報酬限度額は、2006年6月26日開催の定時株主総会において、報酬月額総額12百万円以内と決議しています。なお、当該株主総会終結時点の監査役は4名（うち社外監査役2名）です。

事業報告

- ③ 取締役の個人別の報酬等に関する方針
- a. 取締役の個人別の報酬等に関する方針の決定方法
- ・ 取締役の個人別の報酬の決定方針は、2015年11月27日開催の取締役会において制定された「川崎汽船コーポレートガバナンス・ガイドライン」第13条に基づいて決定しています。
- b. 取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要
- ・ 取締役の個人別の報酬の額は、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準にも照らし適正な額としており、業務執行取締役の報酬は、中長期的な業績やこれらの者が負う潜在的なリスクを反映させ、当該業務執行取締役の当社の持続的な成長と企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切・公正かつバランスの取れたものとしています。また、社外取締役の報酬は、各社外取締役の当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、業績連動型の要素は含まないものとしています。
- c. 取締役会が取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断した理由
- ・ 取締役の報酬は、報酬諮問委員会において上記方針に則り、報酬の制度設計、報酬の水準等について審議し決議のうえ、取締役会に答申を行っています。
 - ・ 取締役会は報酬諮問委員会の答申を尊重して、株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、各取締役の報酬を承認し、代表取締役社長が最終的に各取締役の支給額を決定しています。また、各取締役の業績連動報酬の額は、2016年6月24日開催の定時株主総会での決議の範囲内で、社内規程で定めた計算式に従い決定されています。
 - ・ 上記より、当該事業年度にかかる取締役の個人別報酬の内容が取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しています。
 - ・ なお、報酬諮問委員会は全独立社外取締役、取締役会長及び社長執行役員で構成し、委員長は独立社外取締役の委員から選出することとしています。
- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定権限の委任に関する方針
- 取締役の個人別の報酬の内容については、プライバシー及び評価の的確性の観点から、取締役の職務執行状況を全般的に把握している代表取締役社長の明珍幸一が最終的に決定する旨、2020年6月23日の取締役会にて決議しています。
- 代表取締役社長が各取締役の個別の支給額を決定するに当たって、当該権限が適切に行使されるようにするために、株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、報酬諮問委員会の答申及び取締役会における当該答申の承認を経ています。
- なお、当該措置を講ずることによって、客観性・透明性を担保できることから、当該権限の委任が妥当であると判断しています。
- ⑤ 業績連動報酬に係る指標、当該業績連動報酬の額の決定方法及び当該指標を選択した理由
- a. 業績連動報酬に係る指標、当該業績連動報酬の額の決定方法
- ・ 業績連動賞与
- 業績連動賞与は、主として単年度の連結業績（営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益）に連動する方式とし、支給基準の透明性と客観性を高めることにしています。
- 単年度の連結業績（営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益）及び個人の貢献に応じて所定の計算式に従い役員個人の月例（固定）報酬に乗ずる係数を決定するものとします。月例（固定）報酬に乗ずる係数は役位にもよりますが、最小値は0%、基準として想定するケースで5%、最大値は34%となります。

当該事業年度の固定報酬に乘じる係数は、2019年度の連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益に基づき1.3%となりましたが、2019年度の業績及び厳しい経営環境に鑑み、業績連動賞与については支給しないこととしました。

・業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬（以下、「BBT」という）において役員に付与されるポイントは、株主と一層の価値共有を図るとともに、役員の中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブ性を強め、より効果的に機能させるため、算定方式を当社株主総利回り（TSR(=Total Shareholders Return)）。以下、「TSR」という）に連動させる以下の方式で算定するものとします。

当社TSRとTOPIX成長率との比率（以下、「TSR比率」という）及び当社TSRと他社TSRの順位付け（以下、「順位」という）を組み合わせて、固定報酬に乘ずる係数を定めることとします。

TSR比率及び順位の評価期間は3年間とし、年度毎に評価（ポイント付与）を行います。

TSR比率が50%以下の場合の係数は0%（最小値）、TSR比率が100%の場合の係数は10%（基準値）、TSR比率が150%以上の場合の係数は40%（最大値）とし、TSR比率が50%超100%未満の場合及び100%超150%未満の場合は、一定の計算式により算出するものとします。TSR比率が100%を超えた場合に乘ずる係数を高くすることで、株主価値の向上に関する役員のインセンティブが高まるように設計しています。

順位については、当社と同じ日本の総合海運会社である日本郵船株式会社及び株式会社商船三井の2社を比較対象とし、両社のTSRを当社のTSRと同じ方法にて算出して決定します。

上記で算定される係数を役員個人の固定報酬に乘じ、BBT報酬の金額を算出しポイントに換算のうえ、役員個人に付与します。

当該事業年度においては、2017年度から2019年度の3年間における当社TSRとTOPIX成長率の比率が50%以下となり、固定報酬に乘じる係数は0となりました。なお、当該事業年度には業績連動報酬の旧制度（第150期の業績連動型株式報酬制度）に基づきポイント付与のあった退任した取締役2名への1百万円が含まれています。

（注）当社株主総利回り（TSR）：一定期間における当社株価上昇率＋一定期間における配当率（配当合計額÷当初株価）

b.当該指標を選択した理由

短期的な業績と中長期的な企業価値向上のバランスを適正化し、持続的な成長に向けた健全なインセンティブを役員に与えることを目指しているものです。

<ご参考>

■ 報酬制度設計の概要について

区分	報酬の種類	報酬の性格	決定方法	報酬限度額
取締役	①月例報酬	変動報酬	役位及び業績評価に基づいて決定	年額600百万円以内
	②業績連動賞与*		単年度の連結業績目標達成度に連動	
	③業績連動型株式報酬（BBT）*		中長期の当社株主総利回り（TSR = Total Shareholders Return）に連動 TSR＝一定期間における当社株価上昇率＋一定期間における配当率（配当合計額÷当初株価）	
監査役	月例報酬のみ	固定報酬	監査役の協議により決定	月額12百万円以内

※業務執行取締役に限る。

(3)社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	地位	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
田中誠一	社外取締役	当期開催の取締役会18回全てに出席しました。経営者としての豊富な経験と知見に基づき、筆頭社外取締役としての客観的視点から適宜発言や、報酬諮問委員会委員長及び指名諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の期待された役割を果たしています。
山田啓二	社外取締役	当期開催の取締役会18回中17回に出席しました。長年にわたり行政の長として培ってきた幅広い経験・人脈と高い見識に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言や、報酬諮問委員会委員及び指名諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の期待された役割を果たしています。
内田龍平	社外取締役	当期開催の取締役会18回全てに出席しました。総合商社、投資ファンド等での企業価値向上の取組みに関する豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言や、当社経営及び業務遂行の適切な監督を行っていただくことで、当社グループのコーポレートガバナンス向上にも貢献するなど期待された役割を果たしています。
志賀こず江	社外取締役	当期開催の取締役会に監査役在任時も含め、18回全てに出席し、監査役在任時開催の監査役会4回全てに出席しました。弁護士としての専門的な知識・経験を有し、社外監査役として当社グループ監査機能の向上に貢献し、期待された役割を果たしています。また、社外取締役としての客観的視点から適宜発言や、報酬諮問委員会委員及び指名諮問委員会委員長としての活動を通じて業務執行に対する監督等の期待された役割を果たしています。
原澤敦美	社外監査役	当期開催の取締役会18回全てに出席、監査役会16回全てに出席しました。弁護士としての専門的見地から適宜発言や、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行うなど期待された役割を果たしています。
久保伸介	社外監査役	2020年6月就任後に開催された取締役会13回全てに出席、監査役会12回全てに出席しました。公認会計士としての専門的見地から適宜発言や、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行うなど期待された役割を果たしています。

(4)責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しています。これに基づき、非業務執行取締役である田中誠一氏、山田啓二氏、内田龍平氏及び志賀こず江氏並びに全監査役との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、金10百万円又は法令が定める額のいずれか高い方としています。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	266,210	流動負債	261,529
現金及び預金	132,371	支払手形及び営業未払金	51,661
受取手形及び営業未収金	56,125	短期借入金	138,002
原材料及び貯蔵品	22,309	リース債務	6,023
繰延及び前払費用	38,790	未払法人税等	1,404
短期貸付金	1,844	独占禁止法関連損失引当金	357
その他流動資産	15,685	関係会社整理損失引当金	62
貸倒引当金	△915	備船契約損失引当金	15,556
固定資産	708,398	賞与引当金	2,655
有形固定資産	391,334	役員賞与引当金	117
船舶	352,981	その他流動負債	45,688
建物及び構築物	10,641	固定負債	396,916
機械装置及び運搬具	3,338	社債	7,000
土地	16,356	長期借入金	325,803
建設仮勘定	3,877	リース債務	30,176
その他有形固定資産	4,137	繰延税金負債	5,759
無形固定資産	3,551	再評価に係る繰延税金負債	1,174
その他無形固定資産	3,551	役員退職慰労引当金	353
投資その他の資産	313,512	株式給付引当金	48
投資有価証券	257,522	特別修繕引当金	11,904
長期貸付金	19,043	退職給付に係る負債	6,499
退職給付に係る資産	857	デリバティブ債務	5,045
繰延税金資産	3,378	その他固定負債	3,150
その他長期資産	33,964	負 債 合 計	658,446
貸倒引当金	△1,253	(純資産の部)	
資 産 合 計	974,608	株主資本	218,103
		資本金	75,457
		資本剰余金	14,295
		利益剰余金	130,723
		自己株式	△2,373
		その他の包括利益累計額	90
		その他有価証券評価差額金	3,960
		繰延ヘッジ損益	△3,657
		土地再評価差額金	4,630
		為替換算調整勘定	△1,963
		退職給付に係る調整累計額	△2,879
		非支配株主持分	97,968
		純 資 産 合 計	316,162
		負 債 純 資 産 合 計	974,608

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類等

連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
海運業収益及びその他の営業収益		625,486
売上原価		
海運業費用及びその他の営業費用		590,046
売上総利益		35,440
販売費及び一般管理費		56,726
営業損失 (△)		△21,286
営業外収益		
受取利息	541	
受取配当金	1,977	
持分法による投資利益	118,165	
為替差益	1,401	
その他営業外収益	1,461	123,547
営業外費用		
支払利息	10,056	
その他営業外費用	2,705	12,762
経常利益		89,498
特別利益		
固定資産売却益	11,947	
関係会社株式売却益	19,894	
その他特別利益	496	32,339
特別損失		
減損損失	6,307	
傭船解約金	1,061	
その他特別損失	613	7,982
税金等調整前当期純利益		113,854
法人税、住民税及び事業税	2,628	
法人税等調整額	143	2,772
当期純利益		111,082
非支配株主に帰属する当期純利益		2,386
親会社株主に帰属する当期純利益		108,695

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北 澄 和 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 林 雅 史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎汽船株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年4月30日開催の取締役会において、連結子会社であるCENTURY DISTRIBUTION SYSTEMS, INC.の株式全てを譲渡することを決定し、株式譲渡契約を締結している。同時に、同社の子会社であるUNIVERSAL LOGISTICS SYSTEMS, INC.が保有する建物及び構築物、土地等を第三者へ売却することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類等

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	175,615	流動負債	225,096
現金及び預金	64,318	海運業未払金	41,232
海運業未収金	25,026	短期借入金	126,258
立替金	2,546	リース債務	2,088
貯蔵品	17,727	未払金	2,410
繰延及び前払費用	38,524	未払費用	185
代理店債権	7,212	未払法人税等	111
短期貸付金	14,183	前受金	19,739
その他流動資産	6,863	預り金	8,072
貸倒引当金	△787	代理店債務	1,835
固定資産	369,195	独占禁止法関連損失引当金	357
有形固定資産	69,417	関係会社整理損失引当金	72
船舶	61,860	備船契約損失引当金	17,516
建物	916	債務保証損失引当金	1,759
構築物	57	賞与引当金	930
機械及び装置	37	その他流動負債	2,526
車両及び運搬具	13	固定負債	275,162
器具及び備品	207	社債	7,000
土地	4,589	長期借入金	193,187
建設仮勘定	1,459	関係会社長期借入金	50,294
その他有形固定資産	275	リース債務	14,665
無形固定資産	427	退職給付引当金	554
ソフトウェア	414	株式給付引当金	48
その他無形固定資産	13	特別修繕引当金	58
投資その他の資産	299,350	繰延税金負債	4,070
投資有価証券	16,617	再評価に係る繰延税金負債	877
関係会社株式	199,272	その他固定負債	4,406
出資金	492	負債合計	500,258
関係会社出資金	4,300	(純資産の部)	
長期貸付金	5,886	株主資本	39,716
従業員長期貸付金	372	資本金	75,457
関係会社長期貸付金	36,777	資本剰余金	1,300
長期前払費用	15,830	資本準備金	1,300
前払年金費用	2,267	利益剰余金	△34,715
リース投資資産	15,223	その他利益剰余金	△34,715
敷金及び保証金	1,619	圧縮記帳積立金	162
その他長期資産	1,403	繰越利益剰余金	△34,877
貸倒引当金	△714	自己株式	△2,325
資産合計	544,810	評価・換算差額等	4,835
		その他有価証券評価差額金	3,328
		繰延ヘッジ損益	△550
		土地再評価差額金	2,057
		純資産合計	44,551
		負債純資産合計	544,810

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類等

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
海運業収益		
運賃	282,585	
貸船料	93,270	
その他海運業収益	23,346	399,202
海運業費用		
運航費	143,412	
船費	8,298	
借船料		
借船料	221,257	
備船契約損失引当金繰入額	17,238	
その他海運業費用	24,830	415,037
海運業損失 (△)		△15,834
その他事業収益	52	
その他事業費用	21	
その他事業利益		30
営業総損失 (△)		△15,804
一般管理費		14,915
営業損失 (△)		△30,720
営業外収益		
受取利息	672	
為替差益	552	
受取配当金	26,886	
その他営業外収益	453	28,564
営業外費用		
支払利息	5,997	
社債利息	82	
資金調達費用	2,379	
貸倒引当金繰入額	106	
債務保証損失引当金繰入額	300	
その他営業外費用	836	9,702
経常損失 (△)		△11,857
特別利益		
関係会社株式売却益	25,423	
固定資産売却益	549	
その他特別利益	643	26,616
特別損失		
減損損失	841	
関係会社清算損	2,024	
債務保証損失引当金繰入額	1,458	
備船解約金	1,330	
その他特別損失	574	6,229
税引前当期純利益		8,528
法人税、住民税及び事業税	218	
法人税等調整額	△123	94
当期純利益		8,433

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 澄 和 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 雅 史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎汽船株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年4月30日開催の取締役会において、子会社であるCENTURY DISTRIBUTION SYSTEMS, INC.の株式全てを譲渡することを決定し、株式譲渡契約を締結している。また、会社は同社より配当金を受領することを予定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針と監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人並びにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社グループは自動車等の貨物の輸送に関して、海外の競争法当局による調査の対象になっています。監査役会としては、当社グループを挙げて競争法コンプライアンス体制強化の諸施策を推進し、再発防止の徹底に取り組んでいることを確認しております。今後ともコンプライアンス体制の強化及び企業倫理の徹底が図られるよう注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

川崎汽船株式会社 監査役会

常勤監査役 山内 剛 ㊟

常勤監査役 荒井 邦彦 ㊟

社外監査役 原澤 敦美 ㊟

社外監査役 久保 伸介 ㊟

以上

メ モ

Blank lined area for notes, consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, starting below the header and extending across the page.

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日 定時株主総会・期末配当	3月31日
中間配当	9月30日
株主名簿管理人 及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

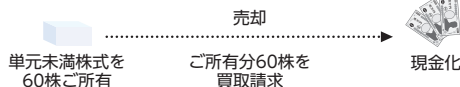
- ・未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
特別口座に記録されている単元未満株式（証券会社の口座に振替手続きがお済みでない株式）に関しては、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

単元未満株式（100株に満たない株式）の買取請求・買増請求について

100株に満たない株式は市場での売買ができません。
当社では、その株式を買い取らせていただく「買取請求制度」と、株主様が不足する株式を買い増し、単元株式（100株）とする「買増請求制度」を導入しています。

買取請求制度（株主様が売却をご希望の場合）

ご所有の単元未満株式（1株から99株）を株主様が当社に対して市場価格で買い取ることをご請求いただく制度です。



買増請求制度（株主様が購入をご希望の場合）

ご所有の単元未満株式と合わせて1単元株式（100株）となるように、株主様が当社から不足分の株式を市場価格にて買い増すことをご請求いただく制度です。



なお、買取・買増請求の場合、当社所定の手数料が必要となります。また、中間及び期末などの基準日の権利確定日前一定期間並びにその他受付停止期間が設定された場合は、買取・買増請求の受付を停止させていただきますので、あらかじめご了承ください。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール(飯野ビルディング4階)

交通

- ● 東京メトロ(千代田線・日比谷線)「霞ヶ関駅」 C4出口 直結
- 東京メトロ(丸ノ内線)「霞ヶ関駅」 B2出口 徒歩約5分
- 東京メトロ(銀座線)「虎ノ門駅」 9番出口・1番出口 徒歩約3分
- 都営地下鉄(三田線)「内幸町駅」 A6出口 直結 徒歩約3分
- 東急バス(東98)・● 都営バス(橋63)「経済産業省前バス停」 徒歩約1分
- 都営バス(都01)又は(渋88)「虎ノ門バス停」 徒歩約3分

※誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

